

# キャリアアップ助成金支給申請(短時間労働者の週所定労働時間延長コース)チェックリスト

29.4.1以降に実施した場合

事業所名【 】 ・提出先は適用事業所住所を管轄するハローワークになります。

・申請内容について労働局より問い合わせ、調査等させていただく際にはご協力いただくようお願いいたします。

## 〈提出期限の確認〉

<input type="checkbox"/>	支給申請期限を過ぎていないこと	労働時間延長後、6カ月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2カ月以内であること
--------------------------	-----------------	--

## 〈提出書類の確認〉

チェック	書類名	確認事項
<input type="checkbox"/>	キャリアアップ助成金支給申請書(様式第7号)	<input type="checkbox"/> 記入漏れ、押印漏れがないこと(書き方等の詳細は第2面参照)
<input type="checkbox"/>	8 短時間労働者の労働時間延長コース内訳(様式第7号 別添様式8)	<input type="checkbox"/> 記入漏れがないこと(書き方等の詳細は第2面参照) 人数が多い場合は、継紙を使用してください。
<input type="checkbox"/>	支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)	<input type="checkbox"/> 記入漏れがないこと
<input type="checkbox"/>	支払方法・受取人住所届	<input type="checkbox"/> 記入漏れがないこと <input type="checkbox"/> 記入漏れがないこと※未登録の場合に限る 申請事業主が法人の場合は、法人名義の口座を記入してください。 <input type="checkbox"/> インターネットバンクについては振り込みができませんので、それ以外の口座で記入してください。ゆうちょ銀行は、「記号5桁 + 番号8桁」で記入してください。
<input type="checkbox"/>	生産性要件に係る支給申請の場合「生産性が6%以上伸びている場合」	<input type="checkbox"/> 生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)及び算定の根拠となる証拠書類(損益計算書、総勘定元帳、確定申告書Bの青色申告決算書や収支内訳書など) <input type="checkbox"/> ※1%以上6%未満の場合、生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)、与信取引等に関する情報提供に係る承諾書(共通要領様式第3号)及び算定根拠となる証拠書類
<input type="checkbox"/>	キャリアアップ計画書(写)	<input type="checkbox"/> 管轄労働局長の確認を受けていること
<input type="checkbox"/>	対象労働者の労働時間延長前及び延長後の労働条件通知書又は雇用契約書(写)	<input type="checkbox"/> 転換前及び転換後の契約内容、労働条件が確認できるもの(所定労働時間が明確にわかる内容)
<input type="checkbox"/>	対象労働者の賃金台帳(写)	<input type="checkbox"/> 労働時間延長前6カ月及び延長後6カ月の賃金に係る分(週所定労働時間延長の適用を受けた日の前日から6カ月前の日までの賃金に係る分及び当該適用を受けた日から6カ月経過する日までの賃金に係る分)
<input type="checkbox"/>	対象労働者の出勤簿またはタイムカード(写)	<input type="checkbox"/> 労働時間の延長前6カ月分及び延長後6カ月分
<input type="checkbox"/>	中小企業事業主であることを確認する書類	<input type="checkbox"/> 資本金の額により判断する場合は、登記事項証明書や会社概要パンフレット等 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者の数により判断する場合は、事業所確認票(様式第8号)
<input type="checkbox"/>	様式第7号(別添様式3)「3賃金規定等改定コース内訳」または様式第7号(別添様式7)「7選択的適用拡大導入時処遇改善コース内訳」	<input type="checkbox"/> 賃金規定等改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用する場合に限る
<input type="checkbox"/>	特定適用事業所該当通知書	<input type="checkbox"/> 該当する場合に限る ※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)附則第17条に規定する特定事業所に通知されるもの
<input type="checkbox"/>	任意特定適用事業所該当通知書	<input type="checkbox"/> 該当する場合に限る ※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第17条第5項の申出をした事業所に交付されるもの
<input type="checkbox"/>	その他( )	【290401事業主用】 【291106修正】